

国際平和協力法について

平成4年6月、国際平和協力法(PKO法)が成立。これまで、同法に基づき国連を中心とした国際平和のための努力(①「国連平和維持活動(PKO)」、②「人道的な国際救援活動」及び③「国際的な選挙監視活動」)に対する我が国の協力として、いわゆるPKO参加5原則に従って「国際平和協力業務」を実施するとともに「物資協力」を実施。

国連平和維持活動

国連平和維持活動(国連PKO)は、世界各地における紛争の解決のために国連が行う活動であり、その業務としては、平和維持隊(各国部隊で編成)による停戦監視・兵力引き離し、停戦監視団(原則として非武装の軍人で構成)による停戦監視といったものが伝統的である。文民警察活動や、選挙、復興・開発、組織・制度構築を含む行政的支援活動も行われることが多くなっている。

人道的な国際救援活動

人道的な国際救援活動は、紛争により発生した被災民(難民など)の救援や、紛争によって生じた被害の復旧のために、国連平和維持活動以外の形態で行われる活動で、国連では、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、世界保健機構(WHO)など様々な機関が活動を行っている。具体的には、紛争によって被害を受けた人の救出、帰還などの援助、紛争によって被害を受けた人に対する食糧、衣料、医薬品などの配布や医療活動などがある。

国際的な選挙監視活動

国際的な選挙監視活動は、紛争により混乱が生じた地域において、民主的な手段による統治組織の設立を目的とする選挙や投票の公正な執行を確保するために行われる活動であり、議会の議員の選挙、住民投票などの公正な執行の監視・管理などがある。

国連平和維持活動への参加に当たっての基本方針(いわゆる「PKO参加5原則」)

1. 紛争当事者の間で**停戦の合意が成立している**こと。
2. 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び**当該平和維持隊への我が国の参加に同意している**こと。
3. 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、**中立的な立場を厳守**すること。
4. 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、**我が国から参加した部隊は撤収することができる**こと。
5. 武器の使用は、要員の生命等の防護のために**必要な最小限のもの**に限られること。

(※ 当該原則は人道的な国際救援活動にも適用される。)